

川崎市高津区選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年7月3日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市高津区役所 5階会議室	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	7月4日から 7月19日まで
川崎市高津区役所 橘出張所 2階会議室	川崎市高津区千年1362番地1	